

水戸市原子力防災対策会議要項

(趣旨)

第1条 この要項は、東海第二発電所をはじめとする本市周辺の原子力施設の安全対策に係る技術的・専門的な観点など幅広い分野からの意見及び助言を募り、原子力防災対策の充実・強化を図るために開催する水戸市原子力防災対策会議（以下「会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(出席者)

第2条 会議の出席者の定数は、17人以内とする。

2 出席者は、学識経験者、関係機関及び団体の役職員並びに市民のうちから市長が依頼する。

(会議)

第3条 会議に、出席者の互選により座長を置く。

2 座長は、会議を進行する。

3 会議は、原則として非公開とする。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、市民協働部防災・危機管理課において行う。

(補則)

第5条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で協議の上、決定する。

付 則

この要項は、平成30年6月4日から施行する。

付 則

この要項は、平成30年7月31日から施行する。